

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象者

①～⑥の要件を全て満たす者が対象となります。

### ① 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない（次のいずれかに該当）

☆総合支援資金の再貸付を借り終わった/11月までに借り終わる。

☆総合支援資金の再貸付が不承認となった。

### ② 収入要件（世帯員全員の収入額合計が下の表の金額を超えないこと）

単身世帯	11.3万円	4人世帯	22.1万円
2人世帯	15.7万円	5人世帯	25.5万円
3人世帯	18.7万円	6人世帯	29.1万円

（申請者、妻、母の3人世帯）

申請者の給与収入12万円/月、妻のパート収入3万円/月、母の年金収入6万円/月がある場合

→合計21万円/月となり上の表に記載されている上限額18.7万円を超えるため不支給になります。

### ③ 資産要件（世帯全員の預貯金等の合計が上の表の6倍を超えない）

※上の表の6倍が100万円を超える場合は上限100万円となります。

※単身世帯の上限額→ $11.3万円 \times 6 = 67.8万円$

3人世帯の上限額→ $18.7万円 \times 6 = 111.2万円$

→100万円を超えるので上限額は100万円

### ④ 求職等要件（次のいずれかに該当）

☆再就職や増収に向けて公共職業安定所に求職の申し込みをし、熱心に求職活動を行う。

☆就労による自立が困難であるため、生活保護を申請中である。

（既に生活保護を受給されている場合は支給対象外となります。）

### ⑤ 生計維持要件（世帯の生計を主として維持している）

### ⑥ 職業訓練受講給付金を受給していない

## 2 支給額・支給期間

### 支給月額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：申請月又は申請月の翌月から3か月間

## 3 持ち物

- 申請書兼請求書（同封していますので必要事項をご記入の上ご持参ください。）
- 申請時確認書（同封していますので必要事項をご記入の上ご持参ください。）
- 住民票の写し（世帯全員のもの）
- 再貸付終了の確認書類…再貸付の借用書（控）または貸付決定通知書

※紛失された場合は、同封の再貸付不承認・過去借入状況申告書をご提出ください。

- 収入関係書類（世帯全員分）

☆ 給料明細書、預貯金通帳

失業手当を受給中の場合…雇用保険受給資格証明書  
各種年金を受給中の場合…年金の支払い通知書  
各種手当を受給中の場合…手当が振り込まれている預貯金通帳

☆ 公的給付等の支給額がわかる書類

☆ 自営業・フリーランスの方は同封の収支状況報告書に申請月又は直近3ヶ月分

の収支をご記入の上ご持参ください。

- 金融資産関係書類（世帯全員分）…金融機関の通帳（記帳済みのもの）

※WEB通帳の場合は画面の写し

- 求職活動等要件確認書類…求職受付票（ハローワークカード）

- 振込口座関係書類…金融機関の通帳

## 問合せ先

東近江市役所健康福祉政策課

電話：0748-24-5512 IP：050-5801-0945

## 4 支給までの流れ

申請受付

※受付期間は11月30日（火）までです。

支給審査

支給決定

不支給決定

支給決定通知書を送付。

不支給通知書を送付。

生活保護などの相談をご検討ください。

支給（1回目）

1箇月

支給（2回目）

1箇月

支給（3回目）

### 支給開始後は、毎月の求職活動の 報告が必要となります。

※公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行ってください。

- ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
- ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
- ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

※受給期間中に常用就職をした場合、就労収入報告もあわせて必要です。